

エコ・パワー株式会社
「石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成 26 年 9 月 8 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、「石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業環境影響評価準備書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道石狩市及び小樽市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 12,000kW(3,000kW×4基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成 26 年 2 月 13 日
住民等意見の概要受理	平成 26 年 4 月 17 日
北海道知事意見受理	平成 26 年 8 月 18 日
環境大臣意見受理	平成 26 年 8 月 18 日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話 03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

エコ・パワー株式会社「石狩湾新港ウィンドファーム（仮称）事業
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 本事業に係る環境影響評価準備書に環境保全措置として記載している環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 動物について

- (1) 調査が十全ではないおそれがあることから、動物に係る専門家等への追加的な意見聴取を行い、必要に応じて追加調査を実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。

特に、エゾクロテンについては、本地域における生息に関する情報が明らかになったことから、本種に係る専門家等からの意見聴取を行い、必要に応じて事業実施区域内においても自動撮影カメラ調査等の追加調査を行い、その結果に応じて、エゾクロテンの移動経路の確保等、必要な環境保全措置を講ずること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺には渡り鳥や希少な猛禽類が確認されており、これら鳥類に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果を踏まえるとともに専門家等からの意見聴取を行い、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。

また、航空障害灯等による鳥類の誘引が確認された場合等、環境モニタリン

グにより判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの意見を踏まえて検討し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うとともに、近傍の風力発電事業者との情報共有及び必要な措置を検討すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。